

# 石澤奨学生(高校1年生)募集要項

(定時制通信制高等学校第1学年生徒用)

## 趣 旨

この奨学金は、将来国や社会の発展に多方面において貢献できる人材の育成を目指し、現在、定時制通信制高等学校第1学年に在学している生徒の中で、優秀な資質と向上心を持ちながらも、経済的な理由により修学に支障をきたしている者を対象に給付するものです。

## I 募集人数

定時制通信制高等学校第1学年生の募集人数は、毎年7月1日以降にその年度の予定数を決定し、問い合わせに応じます。

## II 給与額

定時制通信制高等学校第1学年生は、月額15,000円を給付します。

## III 出願資格

定時制通信制高等学校の第1学年生徒

多くの学校の生徒に機会を与えるため、一校当たりの採用者数については制限することがあります。

- (1) 在学する高等学校長から推薦された者
- (2) 当年の4月1日現在で満30歳未満の者
- (3) 修学のために、特に経済的な支援を必要とする者
- (4) 心身共に健康である者
- (5) 課外活動、委員会活動等にも積極的に参加し、他の生徒の模範となっている者

## IV 出願手続き

### 1 応募手順

- (1) 本奨学会のホームページに毎年4月1日以降に掲載する当年度の奨学生募集要項及び奨学金給付規程を参照してください。
- (2) 同ホームページ上のPDFから必要書類、出願書類一式等をプリントアウトするか、または応募生徒本人が、本奨学会に葉書、Fax、メール(都道府県名、学校名、氏名、自宅住所、電話・携帯電話番号等を明記)のいずれかで請求してください。
- (3) 本人がIV-3の出願書類を一括して本奨学会に郵送してください。なお、奨学生推薦書、成績証明書は学校で封緘してください。
- (4) 出願用書類の請求は、当年度の4月1日から受けつけます。

## 2 出願期間

当年度の7月20日から同8月20日まで(必着)。

## 3 出願書類

- (1) 奨学生願書
- (2) 作文(課題を指定した800字詰め所定原稿用紙1枚)
- (3) 個人情報保護のための告知並びに同意書
- (4) 奨学生推薦調書(在学高等学校が記入して封緘)
- (5) 成績証明書(在学高等学校の1学期又は中間試験の成績を5段階評価に置き換えて表示し封緘)
- (6) 事業所代表者の推薦書(未就業者は次頁「4 書類記入上の注意」を参照。)

## 4 書類記入上の注意

### (1) 奨学生願書

- ア 出願生徒本人の自筆(黒のボールペンを使用)で記載してください。
- イ 在籍学校名、学年は省略することなく正確に記載してください。
- ウ 電話は、固定電話のほか所持している場合は携帯電話の番号も記載してください。
- エ 奨学金給与を希望する理由欄には、希望するに至った事情について記載してください。

### (2) 作文

- ア 自筆(黒のボールペンを使用)で記載してください。コピーは不可。
- イ 課題を指定した800字詰め所定の原稿用紙1枚(作文課題は原稿用紙に記載有)

### (3) 奨学生推薦書

- ア 所定の書類に学校が記載してください。
- イ 成績表は、1学期の成績(又は中間テストの成績)、又はそれにかわる成績を5段階評価に置き換えて添付してください。

### (4) 事業所代表者の推薦書

- ア 就業の有無にかかわらず全員が提出してください。就業している場合は、就業先の代表者、又はそれに代わる人が記入してください。
- イ 事情があり就業していない場合は、同書類の該当欄にその理由を学校が記載してください。

### (5) 個人情報保護のための告知並びに同意書

出願者本人が、同意書に住所・氏名を記入のうえ捺印してください。

## V 採用通知等について

採用・不採用の決定通知は、当年度の9月下旬(予定)までに、出願者全員に郵送します。選考の審議内容等は非公開とします。

又、選考に係わる個人情報等は部外秘として本奨学会において厳重に管理します。

なお、出願書類は返却しませんが、選考に係わる一切の書類は、奨学金の給付期間終了後5年をもって破棄処分とします。

## VI その他

### 1 奨学金の給付方法・手続き

採用決定者に別途連絡します。

### 2 奨学金の返済について

支給した奨学金は原則返済義務を負いませんが、本奨学会の奨学金給付規程第5条及び第6条の規程によるものとします(注-1)。

(注-1)公益財団法人石澤奨学会 奨学金給付規程

#### 第5条(奨学生資格の喪失)

在籍校を退学、休学、50日以上欠席、重大な反社会的な行為のいずれかを行った者は、発生時点で奨学生の資格を失う。

2 前条の報告、連絡を怠った場合も同様とする。

#### 第6条(返済免除)

奨学金の返済義務及び付帯義務は一切ない。ただし、この規程第5条については、奨学金の全額返済を求める場合がある。

3 採用者には、本制度の改善に資するため、追跡調査を行うことがあります。

## 郵便物等の宛先

〒104-0061 東京都中央区銀座6-7-1 みゆきガーデンビル5階  
公益財団法人 石澤奨学会

問い合わせ先

公益財団法人 石澤奨学会事務局

担当 事務局長 渋谷 健

宮岡 千晴

電話 03-3572-5730(代)

FAX 03-6228-5100

<http://i-scholarship.or.jp/>

e-mail [ishizawa-0335725730@fine.ocn.ne.jp](mailto:ishizawa-0335725730@fine.ocn.ne.jp)